

舟岡部会長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回「産業統計部会」を開催します。

本日の議題は、前回に引き続きまして「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」です。

本日は、前回の部会において御指摘いただいた点について農林水産省から御回答いただき、その後、論点(案)で残った部分について審議を行います。

まだ、一通りの審議について、現段階では4つしか論点を終えていませんが、審議日程の関係もありますので、私の方で答申骨子の案の骨組みの部分だけを用意いたしました。時間がありませんでしたら、後ほど、それをお示しして御意見をいただきたいと思います。

なお、本日は、西郷専門委員が御欠席です。

それでは、本日の配付資料について、會田統計審査官から、11月22日に開催された第1回部会の結果概要と併せて御説明をお願いいたします。

総務省會田統計審査官 配付資料を説明させていただきます。2種類あるかと思いますが、薄い方が第2回産業統計部会議事次第、資料1から資料3まで、「官公庁・学校・試験場の除外について」というA4縦の1枚の説明紙、それから鯨の関係のもの、コミュニティ活動の関係のもの、こちらを資料としております。

そのほかに、議事の参考としまして、厚い方でとじてあるものが論点メモを配付させていただいており、各論点についての調査実施者の考えを整理していただいたものがついております。それから、参考までに今回御審議いただいております漁業センサスの調査票がついております。

また、時間がありませんでしたら、今、部会長からのお話がありましたように、答申案の骨子案を配らせていただきたいと思います。

こちらの薄い方に戻っていただきまして、前回の議事概要をもう一度思い出していただくという意味で説明させていただきます。参考2「第1回産業統計部会結果概要」を御覧いただきたいと思います。

5の概要でございますが、前回は、美添委員が部会長代理に指名されたこと、それから舟岡部会長に作成していただきました論点の案について、それに従って順番に審議が行われ、最初に、官公庁・学校・試験場を漁業経営体の調査の対象から外すということ、これは今回の漁業センサスは産業統計という位置づけとして実施することから、官公庁・学校・試験場は、営利を目的としていないので、多少販売を伴う漁獲があっても、今回対象から除外するということです。

前回の議論ですと、調査捕鯨の観点がどうなっているのかという資料を次回、実施者から示すということ。試験場とかが対象から外れたことによって、試験研究の概況等がどの程度把握できるのか。もし漁業センサスから外すのであれば、そういったものを別途何か公表できないのかというような御意見がございました。

2番目に、「漁業従事者世帯調査」の廃止について、いわゆる漁船で働いている人を、従来は船主から聞き取って、世帯を特定して世帯調査票を配っていた。今後は、漁船主から働いている人の男女別、年齢階層別のデータを取るということで、働いている人は引き続き把握できるという

ことで、おおむね御承認いただいたところでございます。

もう1ページめくっていただきまして、複数の漁業経営体による自主的な漁業管理の集まり、船主会とか、勉強会とか、そういうものの御議論がございましたけれども、そういったところは把握が難しいということで除外するという今回の計画でございますが、そういったものは経営面からの協業化の検討とか活性化とか、そういう観点からも有用ではないかという御意見も出ましたが、除外することは妥当であるということで一応御審議いただいたと思います。

それから、4番目の項目で、調査項目を漁業の生産条件を捉える項目に限定するというので、いわゆるお祭りであるとか、漁業地区を若干広くしたコミュニティというところのいろいろな活動を従来とらえていたのですが、今回からは生産条件をとらえる項目に限定するというので、こういった面については重要な情報であり、今後、標本調査で把握することも検討できないかという意見がございました。前回までは、以上のところです。

舟岡部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました前回部会の結果概要について、以上のまとめでよろしいでしょうか。

出口委員 産業に関して、地域のコミュニティ活動等、これは新しい産業政策では非常に重要になるということで、除外することは妥当かどうかについての結論というよりは、何人かから異議があったということではなかったのでしょうか。結論が出ていたと言われると、ここは今日少し質問したいところだと思っていますので、その点に関して若干コメントをさせていただきます。

舟岡部会長 この後、農林水産省から御回答いただいて、それについて御意見をいただく手順となっています。前回部会ではこういう意見が出たというまとめです。よろしいでしょうか。

出口委員 意見が出たというまとめであれば結構です。

舟岡部会長 それでは、前回の部会における審議の内容について思い起こしていただき、前回部会で御指摘いただいた事項について農林水産省から回答していただきます。

議事次第の2ページ目にあります資料1、資料2、資料3につきまして農林水産省から説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 農林水産省のセンサス統計室でセンサス統計調整官をしております秋山と申します。よろしく願いいたします。

それでは、今お話のありました3点につきまして、資料については先に委員の皆様には配付してございますので、私の方からは資料のポイントのみ説明させていただきます。

まず、漁業センサスにおけるこの「官公庁・学校・試験場の除外について」でございます。

ここにありますとおり、漁業センサスにおける漁業経営体の定義は、「過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所」としてあります。

この官公庁・学校・試験場についてですが、前回までは把握していたわけですがけれども、2008年漁業センサスにおいては、前回のセンサスに係る統計審議会答申において、漁業センサスは、漁業における産業統計としての性格を持つものであり、より一層の体系的整備に取り組む必要が

あると指摘されたところがございます。これを踏まえまして、生産物の販売を直接の目的としない官公庁・学校・試験場については除外することとしたものとさせていただきます。

ちなみに農林業センサスでは、従来から農業収入を得ることを直接の目的としていない官公庁・学校、試験場は、調査票の配布対象とはしておりません。

なお、官公庁・学校・試験場における漁業種類なり漁船隻数、養殖面積、これらについては各機関のホームページや、これは農林水産省の届出統計によって調査しておりますけれども「農林水産省関係試験研究機関基礎調査」により、既に公表・提供されているという状況でございます。

次のページがホームページ上の公表状況でございます。

今、申し上げたとおり、これらの理由によりまして、また、政策部局における利活用実態も踏まえまして、今回の 2008 年漁業センサスにおいては、調査も公表も行わないとしたところがございます。

次に、「鯨類捕獲調査と小型捕鯨業について」でございます。

これについては、IWCにおける管理対象鯨はシロナガスクジラやミンククジラなど大型鯨 13 種のみということになっております。それ以外の鯨は国や地域による管理が行われているということでございまして、これについては、それ以外の鯨は小型捕鯨業として、ツチクジラ、ゴンドウクジラ等、IWCの管轄外の種類の捕獲を日本政府の管理の下に行っておりまして、現在、実質的に稼働しているのは5隻という状況でございます。

鯨類捕獲調査は、資源管理に必要な科学的知見の収集のためにミンククジラ等を捕獲するもので、財団法人日本鯨類研究所が実施しております。そしてまた、それを政府が財政支援を行っている、いわゆる補助事業として行っているというのが実態でございます。

漁業センサスでは、小型捕鯨業については、漁業経営体調査の対象として把握しておりますけれども、鯨類捕獲調査については、捕獲調査開始直後の漁業センサス以来、調査対象とはしておりません。

以上のようなことから、2008 年漁業センサスにおいては小型捕鯨業については引き続き把握するものの、鯨類捕獲調査については調査対象としないこととしております。

3 番目の「コミュニティ活動等の把握について」でございます。

これについては、2008 年漁業センサスにおいて、前回の統計審議会答申で調査内容は生産条件等に関する事項に限定し把握することが適当であるとの答申を踏まえて、コミュニティ活動等に関する事項は把握しないこととしたところがございます。

また、別途の標本調査で実施することについては、まず、祭りとかイベント等については、行政上の利活用がほとんどないという状況でございます。これは、これまで政策部局とも何回も協議を行いまして、下の表の右欄にある項目をとらえることで、地域の再生なり活性化などの行政上の対応は可能であるとなったところがございます。

それから、もう一つは、地域あるいは漁業地区での伝統行事、祭り・イベントを把握するには、これまで職員調査で行ってきたわけございまして、職員調査であれば、ある程度市町村であるとか、それから自治会長であるとか、漁協の組合長、あるいはまた地域の長老といった地域の精

通者を探し当てて、情報収集により項目ごとに調査してきたところでございます。しかし、御存じのとおり、総人件費改革等によりまして調査員調査としたところでございまして、情報収集ができなくなったというのが実態でございます。したがって、調査員調査によりまして、客体を特定しなければならないということございまして、客体を漁協に限定して行うことにしたわけでございます。したがって、おのずと把握する項目も限られるということございまして、調査員では情報収集はできないということも一つの理由でございます。

また、全国の小地域漁業地区を標本で調査を行うということでございますが、これについても、行政上の利活用がないということございまして。前回の農林業センサスでも、こういったコミュニティ活動につきましては標本で調査するという調査したわけでございますが、結果的には、事例収集にすぎず、利活用されるものとはならなかったということございまして、こういった状況を踏まえると、コミュニティ活動等に関する事項については把握できないということもありますし、今回のセンサスでは把握しないということにしたところでございます。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御意見等がありましたらどなたからでも。

出口委員 最後の部分ですけれども、基本的には 2008 年漁業センサスの括弧の右側のところで水産施策上問題がないという理解が示されたんですが、実際、経済産業省での中小企業クラスターに関する施策なんかを見ても、地域におけるネットワークの利活用というのが、現在の時点での地域活性化施策の中では非常に重要な位置を占めている。その中で現在の農林水産政策のベースになる浜の構造も、混在集落になってきて、さまざまなステークホルダーのネットワークができています。そんな新しい世代のネットワークの中で海水浴場、マリンスポーツ、キャンプ場をどういう人たちが運営しているのかも含めた把握というのは、産業政策上、現在の時点で非常に重要なものと思われる。ただ、漁協を単位とした客体とした調査では、これが把握し切れないというのは事実だと思います。

ただし、地域の行政データの中に、この手のデータはかなりの程度含まれていると考えられます。そうであれば、可能な範囲で、つまり地域の行政データの中から収集可能な範囲で、海水浴場、マリンスポーツ場、キャンプ場、みんなこういうものはある種の許認可が入るものですので、それなりのデータが把握できるはずですので、漁協といわばクロスしないネットワークの中での産業活性化を調べるのが非常に重要な意味を持つと思いますので、可能な限りそれを取り込むような微修正を是非とも御検討願いたい。

それから、祭り・イベント等に関しては、これもディレクトリで言えば、神社本庁がつくった式内社、摂社、末社まで含めた全部のデータベースがございまして、それを把握する限りで言えば、ディレクトリ的には極めて明確な調査はできます。これは産業化というよりは 5 年に 1 度のこの種の漁業に関する、日本の場合定業ですから、よそから資本が入ってきて流動的な形でできている産業ではないので、地域の状況を把握するという意味からであれば、ディレクトリが正確に取れることは間違いないので、その意味で、コストのかからない範囲での実施可能な調査を

是非とも検討していただきたいと思います。以上でございます。

舟岡部会長 どうぞ。

高木参事官 統計委員会担当室の高木と申します。前職が、実は私も東北経済産業局でクラスター政策を担当していましたので、今、話がありましたコミュニティの重要性というのは大変感じているところでございますけれども、では、東北経済産業局で調査統計をやっているのかといったらやっておりません。実際には何が重要になってくるかということ、やはりベストプラクティスみたいなところを局の職員が足を運んでいろいろな事例を見出してくる。ベストプラクティスを紹介することによってそういうものを広めていくという施策で、ちょっと調査統計とは違うということをお願いしたいと思います。

舟岡部会長 多分、出口委員も調査統計でその種の情報をとらえることが必要だとおっしゃっているのではなくて、そういう情報は登録や届出等の地域の行政情報にかなり盛り込まれていて、それを巧みに吸い上げて活用することで、コミュニティ活動がその地域でどういう形で展開されているか、それが地域活性化にどうつながるか、その橋渡しをするような情報の提供が必要なのではないか、そういう趣旨の御発言だったかと思いますが、いかがですか。

出口委員 まず1点ありまして、経済産業局が結果的に新しいクラスターを把握できていないところもあります。

特に漁業とかこういうものに関しては、継続的な調査で日本の産業構造がどう変化しているのかということネットワークの中で見ることによって極めて正確な理解が可能になると思うので、やはり5年に一度の精査のデータですので、そこはその都度その都度行政で歩いて施策のものをやるというのは、これはこれでものすごく重要なんですが、逆に基幹統計調査という側面から見て、そういうデータがあれば産業構造の構造変化の問題を把握するには非常に重要であるという側面もございます。

勿論、舟岡先生の御指摘のとおりの問題もあるのですが、今、若干オブジェクションをかせせていただいたように、既にそういう問題が生じておる部分もありますので、是非とも基幹統計調査の範囲で把握できるものはお願いしたい。

舟岡部会長 どうぞ、三木委員。

三木専門委員 今の部分の具体事例というような形になると思うのですが、今、漁村で女性の起業活動として水産物の加工販売が結構出ているのですが、この項目、2008年漁業センサス案の中では魚食普及というボランティアではない、直売情報でもない、ところで把握できないですね。漁協は知らないけれども、漁協単位ではない自主的な活動として行政は知っているというような情報も結構あって、そういうところを是非取り込んでいただきたいという思いがあります。

少し話が前に戻ってしまうのですが、結果概要の中のウのところ、これはニュアンスが違うなというのを先ほど発言しそびれてしまいました。「複数の漁業経営体による自主的な漁業管理の集まりの除外について」というタイトルになっておりますが、基本的に漁業管理の集まりは自主的なんですね。これは、調査対象が漁協で、漁協が知り得ている自主的な管理組織を把握すると

ということになっておりまして、その書きぶりのニュアンスに違いがございます。

舟岡部会長 どのように修文したらよろしいでしょうか。まだ未定稿です。

三木専門委員 考えます。

舟岡部会長 では、後ほど御意見をいただきたいと思います。

三木専門委員 はい。

舟岡部会長 ほかに何かございますか。お寄せいただいた御意見は資料3のコミュニティ活動等の把握についてであります。まず、地域がどういう状況であるかに関しては、私の考えるところ、単に漁業に関連する取組みだけでは不十分であって、その地域で農業や、場合によって林業、あるいは製造業、建設業、その他いろいろな経済活動が行われていたときに、それらの活動全体を支えるもろもろの取組みが地域情報としてうまく吸い上げられて、地域を何らかの経済活動のまとまりの単位として、取組みについての結果を表章することが将来的に可能になると非常に望ましいだろうと、私も理解します。ただし、これは一農林水産省のみではなくて、産業統計を扱っている各府省庁が共同してその任に当たらなければいけない。まだ現段階においてそこには至っていませんので、今後、それぞれの所管する産業において、産業政策上、活性化の方策として諸々の取組みをどのように吸い上げるかについて各府省庁で努力していただきたい、という点が第1点です。

もう1点は、出口委員のおっしゃったことに関係しますが、どういう事例があるかを統計調査で効果的に調査するのはなかなか難しいところがあります。これを統計調査で行うとしますと、自由記入の調査事項を設けて、自由記入された事項が、成功した地域、漁協、集落等で顕著であるなら、その事項を今度は新たに固定の調査事項として調査するような手順を踏んでいかないと、なかなか統計調査には乗せにくいだろうと思います。それについては、農林水産省に先進的な取組みの事例とか、各漁業協同組合等からこんな試みをやっているとか、といった情報が上がってきていると思いますから、それをうまくタイプ分けして、こういう取組みが、今、先鋭的に起きていて、かくかくの成果を生み出している等の情報を取りまとめていただきますと、将来、それが調査事項として、漁業センサスの中に取り込まれるようになるかと思っておりますが、そういう集約で、出口委員いかがでしょうか。まだ、現段階で統計調査に乗せる事項を煮詰めるのは難しく、その前段階にあると私は理解しております。

出口委員 先進的事例はともかく、さっきの海洋性レクリエーションとか、海水浴場、マリンスポーツ、行政データで取れるもの、それから地域の会合みたいなものは公民館を使ったりしますので、何らかの形でそういうものの数とディレクトリだけでも一応調査をしていくというのが、この種の基本調査では重要かと思えます。

事例に関してはおっしゃったとおりで、また補助金等のいろいろな施策がありますと名乗り出る方を従来していたんですが、名乗り出てくるものと背後にある実態との間の乖離はなかなか見えないので、それは今まで私も産業関係のところまで調査をしてきて結構難しかったポイントだと思うので、行政情報からわかる範囲でディレクトリだけでも取ると、以前、東京都が昭和40年代にやった民俗調査でも、40年代の構造変化の度合いが物すごくよく見えているので、若干、こう

いう習俗が「ある」、「ない」というだけのチェックリストだけでもできたらと思います。その意味では、海水浴場、マリンスポーツ、キャンプ場とか、技術的に取れるものであれば、その程度のデータは是非とも取っていただきたいと思うのです。

舟岡部会長 多分、これらについては農林水産省の所管ではなくて、厚生労働省とか、あるいは国土交通省とかが所管していて、そこで情報を収集していると思います。先ほど申しましたように、各府省庁が所管している分野の経済活動について、行政情報も含めてうまく吸い上げて、地域情報として総体的に活用できるような仕組み作りに時間をかけて取り組んでいくことに尽きるかと思います。

ただいまの出口委員の御指摘、大変重要ですので、これについては単に漁業センサスということに限らず、国の産業統計全体の中で、そのような地域の活動に関する情報をどのように総合して表章していくかが重要だという点をノートしておくことでよろしいでしょうか。

出口委員 海洋性レクリエーションは前回の 2003 年漁業センサスでは調査事項にあったのではないのですか。

舟岡部会長 今回調査で行政目的に照らして漁業センサスの中で調査する必要がなくなった事項を、わざわざ農林水産省がなぜ調査するのだと指摘されるかもしれません。分散型統計機構の弊害を強調するわけではありませんが、先ほど出口委員がおっしゃいましたように、ほかの省庁でこの種の情報は行政情報として把握しています。その情報をうまく活用していくことに尽きると思います。例えばマリンスポーツの場合には、それを管理する事業所があって、その事業所に対しては、事業所・企業統計調査の対象でもありますし、行政情報もあります。

出口委員 こればかりで時間を取るとなんですが、論理の構造としては、産業調査に不要だから落とすという説明が前段階であって、それに対して私とか三木委員は、むしろこういう周辺のもの新しい産業構造の揺籃装置として非常に重要なので基本的に調査をした方がいいという指摘だったと思います。その中でロジックとして、こういうものは調査員調査では漁協からは取れない。そうであれば、ほかの行政情報から取った方がいいという話でしたが、今の御整理ですと、行政情報その他は農林水産省の管轄から外れるという、少し別の整理ではありませんか。

舟岡部会長 そうではありません。私が言っていることは、農林水産省の所管の範囲で地域情報を取っても断片的な情報になってしまうということです。昨今、観光統計の重要性が指摘されていて、観光情報をできるだけ広範囲に収集しようという動きが出てきています。観光を支えるインフラ整備が地域的にどのように行われているかは、実は漁業地区の活性化にも間接的に寄与するわけですから、そういうところまで含めて総体的に地域情報を捉えないと、地域の活性化に関わる基盤を全体的に把握できないだろうとの指摘です。

本間専門委員 コミュニティ活動の把握という観点から見て、例えば海洋性レクリエーション、海水浴場その他のものにどう対応しているか、私はよくわからないところがあります。コミュニティ活動の把握という意味では、直接こういう数字的な把握をもってコミュニティ活動を把握しているという理解につながるという論理には余り賛成できません。むしろ、例えば海水浴場とかマリンスポーツに関しては、漁業のいわばサービス産業化みたいな形でとらえるというのであれ

ば意義があると思っています。

むしろコミュニティ活動ということに関して言えば、言われている多面的機能の一環としてコミュニティ活動が大事であり、それが漁業、ひいてはその地域の活性化につながるという意味で把握は重要だと思っています。ですが、数量的な把握をしても、それをどう利用するのか。例えば多面的機能と言った場合に、それが確立していて、そのためにはこの項目、この項目、いろいろな項目を調査することによって多面的機能を把握できる、コミュニティ活動のいわば指針となる、ということが確立していないと統計調査として盛り込んで利用することは、多少の利用は可能だと思いますが、ミスリーディングになるのではないかという懸念もございます。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。

出口委員 今回の件に関してはそのとおりだと思います。レクリエーションの問題とコミュニティの問題はちょっと別次元になりますので、御指摘のとおりだと思います。ただ、祭り・イベント、従来取っていたのであればというのは、先ほどの三木委員と同じような感想を私は持っております。

舟岡部会長 あくまでも統計調査で取り得る情報としてですので、断片的に上がってくる情報の把握とは区別して考えた方が良いでしょうと思います。

資料1、2、3について余り時間をかけるわけにはいきませんので、ここで整理させていただきます。資料1と資料2についての意見はあまりありませんでしたが、2000年以降、漁業センサスと農林業センサスについては、いずれも産業統計としての性格を強める方向を目指して、従来の漁家、農家、林家を対象とした調査から経営体を単位として調査するように変更してきました。その方向に沿って、調査対象も日本標準産業分類の対象範囲とし、漁業ですと、新しい産業分類ではB漁業に属する事業所が調査対象となり、当然のことながら、公的機関である官公庁や学校、試験場に加えて、調査捕鯨等を所管する事業所は対象外となる。ただし、今回調査から対象外とした官公庁・学校・試験場の中に、B漁業に格付される事業所が一つもないかどうかについては改めて吟味していただいて、漁業に産業格付されている事業所については調査対象とするように、是非もう一度吟味、検討をお願いしたい。

コミュニティ活動等について、これを漁業のサービス産業化の側面からとらえるときには、現行でも漁業経営体調査の中で、自営業における遊漁収入その他から、いかにサービスを付加して漁業に付帯した活動を行っているかを把握しています。それとは別の視点にたつて、地域の活性化を何らかの形でとらえる必要があるとの出口委員の御指摘がありました。これについては、行政において現在、多くの事例が吸い上がるような仕組みになっていますから、それをタイプ分けする形で結果表章して、その中で重要な事項について、将来的に漁業センサスの中に調査事項として取り込み、そうした活動を客観的に認識できるような情報の提供を行っていただきたいというまとめといたします。

さらに大きな視点に立って、地域の産業政策上の基盤の把握ということになりますと、これは単に漁業だけにとどまらず、そのほかの産業活動の一環として行われている地域的な取組みまで含めて小地域情報として表章し、目的に応じて何らかの地域のまとまりで結果表章することが必



要です。これはかなり中長期の課題になるかと思いますが、すべての府省庁が取り組むような検討の場が必要だろうと考えます。

前回の質問と議論の尽くされていなかった点については以上のまとめといたします。

それでは、残された論点についての審議に移ります。委員、専門委員の皆様には、論点（案）に対して農林水産省が作成した見解を事前に送付させていただいておりますので、適宜、御発言いただき御議論いただければと思います。論点について、前回、 - (1)の まで進みましたので、から一つずつ農林水産省の説明を伺うこととします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、 から御説明させていただきます。 は、「水産物流通機関調査」についてでございます。

これまで水産物流通機関調査として、魚市場の市場開設者には魚市場用調査票として調査しております。それから、当該市場の卸売業者には水産物卸売業者用として調査しております。それから、卸売業者から買い付ける仲卸業者及び量販店等の売買参加者には水産物買受人用の調査票として調査しております。これらを対象に調査してきたところでございます。この卸売業者や買受人については、従業者数、取扱金額等を把握してきたところでございます。

一方、従業者数や取扱金額については、経済産業省で実施しております商業統計調査において産業分類別に把握しております。このようなことから、水産物卸売業者及び水産物買受人に対する調査を廃止するものでございます。

なお、この卸売業者及び買受人で把握していた卸売業者数や買受人の人数については、魚市場調査の中で引き続き把握することとしております。これについては、魚市場の開設者から把握することが可能だということでございます。

引き続き でよろしいでしょうか。

舟岡部会長 いえ、 - (1)の について御意見いかがでしょうか。魚市場調査票の中で必要な情報が調査できているということですので問題ないかと思いますが、よろしいでしょうか。従業者数や取扱金額は商業統計調査で把握できていて、うまく役割分担が果たせています。

三木専門委員 今の商業統計で取るという従業者数と取扱金額ですが、そういうものはユーザーとしては使うときに、従来把握されていた項目は今回も使いたいと思って期待して結果表を開くのが普通だと思うのですが、これを今回取らなくなったとしたときに、その結果表としては、そこは当然なしになると思うのですが、そのときに注とかで、「これは商業統計を御覧ください」というユーザーへのサービスのようなものは、ほかの項目も含めてですが可能性として考えられるのでしょうか。

舟岡部会長 なかなか難しいところですが、いかがでしょうか。これまでそのような統計結果の表章の仕方はありませんが、ユーザーの利便性を考えたら注記で掲げることも一法かもしれません。ただし、結構難しいのは、注記として示しますと、その結果について、参照先についても責任を持つことになりませんかでしょうか。いかがでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 今後、政府全体の統計のデータベースとかができますので、そこから御覧になれば、関連する統計はわかるようになるかと思えます。

舟岡部会長 公式の統計のなかではなくて、利用に際しての便宜を図るということですか。農林水産省は、ホームページ等で自省の統計調査だけでなく、海外の統計とか他の省、あるいは業務統計等を一覧できるようにしていますから、そのような利用者に対するサービスの中に、三木専門委員がおっしゃったようなことを情報サービスしていただけるとありがたいと思います。

では、美添委員。

美添委員 商業統計調査の結果を使えば政府全体としては把握できているという整理はいいのですが、従来の水産物流通機関調査で把握していたものと、今後商業統計調査で利用できるものとで項目に違いがあれば、そこを確認させてください。

農林水産省安藤課長補佐 卸売業者や水産買受人の業者数は魚市場調査で引き続きわかります。魚市場調査で把握しないのは、その従業者数なり販売金額規模等でございますが、商業統計の方でそれらを一括合わせた形で、生鮮魚介卸売業として従業者や年間消費販売額が把握されておりますので、網羅されていると理解しております。

美添委員 区分を細かくして従来から商業統計でも把握されていたものを、別途調査して集計していたということですか。

農林水産省安藤課長補佐 厳密に言いますと、漁業センサスでは卸売業者、また買受人についてそれぞれ出しておりましたけれども、商業統計の方では、それらが一緒になって生鮮魚介卸売業として公表されております。

美添委員 そうということと、調査時点が違うということで従来の意義はあったけれども、今回は、人も足りないために重複を避けるということで、この調査を廃止するという理解でよろしいですね。

舟岡部会長 卸売業者ごとの詳細な情報は取れなくなるけれども、集計された生鮮魚介卸売業の情報は商業統計調査から取れる。魚種ごとの漁獲量等については別途調査している。海面漁業の何でしたか。

農林水産省安藤課長補佐 漁獲量については海面漁業生産統計で取っておりますし、あと産地の卸売の毎月の価格や数量などは別途把握しております。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。それでは、については特段問題がないということで了承されたとします。続きまして - (1)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、の調査員調査による自計申告調査への移行は妥当かということでございます。

2008年の漁業センサス(本調査)をこれから実施するに当たりまして、平成20年11月に予定しておりますけれども、これを円滑に実施するために、本年7月に試験的な試行調査を行ったところでございます。

この試行調査の結果、調査方法については、ここにありまして、1つとしては漁業者の高齢化が進んでおりまして、全面的な自計申告調査への移行は困難であるということとか、調査客体の申し出があった場合には、面積聞き取り調査もできる余地を残すべきであるということ等が、試行調査を担当した県や市町村から多く出されたところでございます。これをまた無理矢理に全

面的な自計申告に移行した場合には調査拒否や未記入が多くなり、調査員や市町村での補正が膨大になるということなども出されたところでございます。

以上のことから、調査の効率的な実施等の観点を踏まえて自計申告調査を基本とし、調査客体からの申し出があった場合には、面接聞き取りも可能とする調査方法に移行することとしたところでございます。以上です。

舟岡部会長 これについて御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

私もこれについてはやむを得ないかなと思います。というのも漁業は農業と違って就業時間帯が違って、夜出漁して、昼帰ってきて、調査員が活動する時間帯は眠っている。最近ですと夫婦と一緒に漁業にかかわるという形態が少なくなって、奥さんに調査してもなかなか実態がとらえられないような状況ですし、ましてや高齢化が進んでいますから自計調査で記入してもらうことがなかなか困難な漁家も多くなってきています。もし記入してもらっても、試行調査の結果では不十分な記入が少なからずあって、調査員に何度も足を運ばせて、なおかつ回収率も悪くなることが予想されます。それならば、場合によって面接聞き取りも可能とするような調査方法も併用することが調査精度を高める観点からも望ましいと理解しています。よろしいでしょうか。

それでは、 については特段問題ないとし、了承されたものとします。

続きまして、 - (1)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、 の流通加工調査において、オンライン調査システムを活用するというところでございます。

オンライン調査システムについては、政府全体で推進しております最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの開発が進められております。この秋から試行運用が開始されたということでございます。

流通加工調査の対象の事業所、いわゆる魚市場であれば開設者、冷凍・冷蔵工場においては、インターネットの導入等が行われておりまして、インターネット申告での対応も可能であると見込まれるため、オンライン調査システムを活用して、インターネットによる申告も併用することとしたところでございます。

具体的な方法としては、この にありますオンライン報告を希望する者に対して、システムに接続するためのID及びパスワードを付与しまして、調査客体は、当該事業所のパソコンからシステムに接続し、電子化された調査票にデータを入力して、システムサーバーに格納するというような方法で対応していきたいということでございます。比較的事業所・企業を対象とした調査についてはなじみやすいのかなと考えております。以上です。

舟岡部会長 これについて御意見いかがでしょうか。

美添委員 政府で統計共同利用システムができるので、積極的に利用するのは当然のことですが、第1回目からということですと、システムを周知させること、使いやすいかどうかは政府全体にかかわる問題ですが、利用者に対して十分に情報を提供することは心がけていただきたいと思います。

舟岡部会長 どれぐらいインターネットによる申告者がいると予想していますか。

農林水産省安藤課長補佐 実は、今年の1月から同じ統計部でやっている冷蔵水産物の流通調査でオンライン調査を始める予定で、そこでは大体35%程度やれそうなので、その客体もうちのセンサスと重複しますので、ある程度はいけるのではないかと考えております。

舟岡部会長 既にインターネット調査の実施において予想される問題点とか取り組むべき課題については、すべて洗い出しが終了していて、万全な体制で臨める状態にあるとの理解でよろしいですね。

農林水産省安藤課長補佐 政府全体としてこの秋から始まっていますので、全体としてどんどんよりよくなっていくと思います。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。調査が効率的に行えて客体の負担軽減にもつながるので、これについても適当で、了承されたものといたします。

続いて、 - (2)について説明をお願いいたします

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、 - (2)調査の廃止等に伴う調査事項、また新規に追加した調査事項とは何かということでございます。

まず、この2008年漁業センサスについては、我が国漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とするということが1つでございます。それから、近年のプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化に対応する。それから、国家公務員の総人件費改革の動きを踏まえて、円滑かつ効率的に実施するとしなければならないということでございます。

これらを踏まえて調査事項の見直しを図っているところでございまして、別表1のとおり、今回は調査しない項目については、今後の漁業センサスにおいて水産政策ニーズを踏まえ必要に応じて改めて調査事項として設定していきたいと考えているところでございます。

また、新規に追加した事項でございますが、2008年漁業センサスにおいては新しい水産基本計画の主要な柱となっている我が国の漁業における担い手の確保・育成、それから漁村地域の活性化等に資するために、漁業への新規就業者数や漁家民宿利用者数を「漁業経営体調査」の中で新たに把握することとしております。

更に、資源管理型漁業への転換が進む中で、まぐろ類養殖施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握することとしており、水産資源の回復・管理の推進という新たな行政ニーズに対応しているところでございます。以上でございます。

舟岡部会長 ただいまの説明に対していかがでしょうか。山下専門委員、三木専門委員、特にございませんか。これについては、十分研究会等で検討された結果でもありますので、特段御意見がなければ適当であるとし、了承されたものとします。

続きまして、 - (3)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 - (3)の でございます。「漁業経営体調査」の「共同経営」については、明確な定義付けがなされているかということでございます。

共同経営は、「二人以上が、漁船、漁網等の主要手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物出資しているもの」と定義しております。

なお、共同経営に出資せず、その漁業に従事している場合は、「漁業雇われ」として扱い、「共

同経営」には含めていません。

これまで、個人経営体が共同経営の代表者である場合は、その世帯に調査票を2部（個人経営体として1部、共同経営として1部）、同じものを配布してきたわけですが、2008年漁業センサスにおいては、漁業経営体調査票を経営組織別に分離したため、それぞれ個人経営体用調査票と共同経営用調査票を配布し調査することとしております。下にその数等を参考までに載せております。以上です。

舟岡部会長 これについて、長屋専門委員、何か御意見ございますか。よろしいですか。

長屋専門委員 はい。

舟岡部会長 三木専門委員、どうぞ。

三木専門委員 今の御説明の1、2、3、4の2のところに「漁船、漁網等の主要手段を共有し」、あと「現物を出資しているもの」という部分があるのですが、これは11次漁業センサスまでこの項目があったと思うのですが、2008年漁業センサスでこれが消えることになっています。先ほどのコミュニティ活動も含めて、地域とか、そういう集団としての漁業のあり方を見る上では、この共同経営の、出資金だけではなく、物としてどういう持ち方をしているのかという部分が、私は漁業のあり方として重要だったと思っていたのですが、この部分、項目としては小さな項目だったんですが、欠落してしまって少し残念だと思っています。その部分、復活性はあり得ないのかという部分を伺ってみたいと思ったのです。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 今、三木委員がおっしゃったのは、共同経営を調査対象としては継続して調べますが、一部、出資の仕方のところの項目を今回、削除したことについての残念だという御意見ですが、この辺も調査全体の効率化、調査負担の軽減等を考えて、ある程度主要な項目に限定させていただきたいと考えております。

美添委員 この資料の読み方がよくわからないのですが、共同経営についての定義づけは2番のように定義しているということで、どこが変わるのかというのが私はよくわからないんです。4番で、従来は個人経営体が代表者である場合には調査票を2部配布してきた。今後は経営体調査票を組織別に分離したためというところの後ですが、「それぞれ」というのはどこにかかるとでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 定義自体は以前と変えておりませんので2番のままでございます。それで、4のところは今まで個人経営体と共同経営体を同じ調査票で書いていただいたんですけども、一部、個人経営体では世帯の就業状況とかがあって、同じ調査票では書きにくかったものですから、今回、自計申告で行うという意味で、個人経営体として必要な項目はその調査票に、共同経営で聞きたい部分はその調査票にということで、ただ調査票を分けたというだけでございます。

美添委員 1枚ずつ違う種類のものを配布するようになったということですか。

農林水産省安藤課長補佐 はい。

美添委員 わかりました。確認だけです。

舟岡部会長 二そう引きは共同経営ではないのですね。その場合、個々の漁業経営体に漁獲量等を配分する形になると思いますが、経営体間できちんとした取り決めがあって、明確にそれぞれの経営体が配分を把握しているという理解でよろしいのですか。

農林水産省安藤課長補佐 はい。この調査の準備段階で候補者名簿を漁協の方に確認することにしておりまして、漁協の方では、そういう経営組織がどういうふうに行っているというのを確実に把握しておりますので問題ないと考えております。

舟岡部会長 共同経営における主な漁業種類として、定置網漁業、ノリ養殖を記載していますが、これらに限られているのでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 これは主なものを載せているわけでございまして、例えばシラスの漁などを2隻ぐらいでやっていて、経費を共同でやって、水揚げ金額から経費を控除して分配しているというようなものも含まれます。

舟岡部会長 どうぞ。

山下専門委員 先ほど、自計申告が主で面接聞き取りもあり得るというような話があったのは、個人経営体のところだと思うのですが、この共同経営の場合にもこういうことは想定しておられるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

舟岡部会長 いかがですか。

農林水産省安藤課長補佐 実際、共同経営というのもほとんど個人経営体と同じようなレベルの方がやられておりますので、申し出があった場合には面接聞き取りで行うこととしております。

舟岡部会長 いかがですか。よろしいですか。

それでは、これについては、事前に経営組織の情報を十分吟味検討した上での調査票の区分であり、調査についてもどのように実施すべきかが明確になっていきますので、適当と判断し、了承されたものとします。

続きまして - (3)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 「過去1年以内に新たな漁業を始めた人」の定義は明確であるかということでございます。

漁業への新規就業者については、個人経営体の漁業に従事した世帯員及び漁業経営体の雇用漁業従事者のうち、11月1日から過去1年間に新たに漁業に就業した者としております。

具体的な定義は、ここに書いてございますとおり、まず、 から のいずれかに該当する者でございまして、過去に漁業に従事していなかった者、2点目に漁業従事が従であった者（他産業に従事等）、それから3点目に普段の状態が仕事を主としていなかった者（学生等）、こういった者で、かつ、この(2)、(3)に該当する者でございます。(2)は調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に新たに主として漁業に従事した者、(3)は調査期日時点の年齢が満15歳以上65歳未満の者でございます。具体例としてここに書いてありますとおり、個人経営体の世帯員が自営漁業に新規就業した場合、それから、漁業経営体の雇用者として新規就業した場合、それから、漁業経営への新規参入者などがあると思います。以上でございます。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

本間専門委員 2点ほど。2の具体的な定義のところ、(1)のどれかと(2)及び(3)ですけれども、(2)は恒常的な収入を得ることを目的に、普段の状態が仕事を主としていなかった者で、例えば恒常的な収入を得ることが目的という、そういうこともあるわけですね。読み違いがあったら申し訳ありません。そういうことの確認が1点です。

それから、この定義で「恒常的な収入を得ることを目的とした」という場合には、漁業にかかわった日数とかそういうものが把握できるのかどうか。自分が単に1日でも2日でも、とにかく恒常的に収入を得ることを目的に参入したけれども、雇ってくれなかったとか、そういう申請と申しますか主観性を排除できるのかどうか。その2点、質問させていただきます。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 一応、今までの状態が仕事を主としていなかった者も、前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に入ってきた者は含まれる場合もあります。

あと、日数の関係は、定義上、ここに日数の観点では入れておりませんが、実はこれまでも過去に統計部で同じ定義で調査してきておりまして、利用部局から同じような定義で是非やってほしいというような要望があってこういう定義にしておりますが、結果的に、この調査で新規就業者を把握したときに、世帯員は就業日数を把握しておりますので、後でその関係の分析等は可能であると考えております。

舟岡部会長 長屋専門委員いかがですか。ここでいう「恒常的な収入を得ることを目的にして」で含意されている基準はどの程度ですか。

長屋専門委員 日数の展開をしますと、水協法上で組合員の資格を得るところですと、準組合員であると90日以上で、その組合ごとに設定していくところの数字的なものはございます。

舟岡部会長 では組合員だと90日以上、このあたりが一つの目安になっていると理解してよろしいのですか。

農林水産省安藤課長補佐 漁業協同組合の資格要件の日数が、今、お聞きになった90日ですけれども、漁業センサスは海上作業30日という定義がありますので、その辺のところも目安になるかと思えます。

舟岡部会長 どうぞ。

三木専門委員 今の点で確認ですけれども、漁業就業者数という形で出てくるのは、今、おっしゃったような海上作業年間30日以上従事者ということですが、過去1年以内に新たに漁業を始めた人、これが結果表で出てくるときは30日未満も含めた人数として出てくることになるのでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 この定義でいきますと日数の定義がないので、「主として漁業」というところの読み方がちょっと難しいんですけども、30日未満の場合も入ってくる可能性もあるということです。

舟岡部会長 美添委員、どうぞ。

美添委員 定義について、(3)で年齢がありますが、これは従来から使っていたものかというの

と、65歳未満というこの条件も、確かに生産年齢人口ではあるのですが、漁業の場合、そもそも高齢者が多いと言われているので、その根拠をもう少し御説明いただけますか。

農林水産省安藤課長補佐 (3)の年齢の条件のところは、以前からこの条件でやっておりますが、なかなか65歳を過ぎてから新たに漁業に参入される方が実質的にはほとんどないのかなと思っていましたけれども、概念的には前からこういう定義にしていたので、それを踏襲しているというものです。

舟岡部会長 どうぞ。

三木専門委員 農業の方は定年帰農で高齢者の参入が結構あると思うのですが、漁業の方では、生産金額とか量とかで把握するとそんなに高い生産は上げていませんが、人数的には少ないとも言いがたいところが実態的にはあると思います。その部分をこの定義だと把握しませんよということになってしまうなというのを改めて感じたところで、そこを把握するのかもしれないかというのは、もう一回検討の余地があるのかなという気がいたします。

農林水産省安藤課長補佐 実際、漁業をされている方は御高齢の方が多いので、70歳とか75歳とかかなりいらっしゃいまして、三木委員のおっしゃるとおりだと思います。65歳以上でなかなか新規で参入してきた方は少ないかと思いますが、少し確認してみます。

舟岡部会長 どうぞ。

本間専門委員 関連してですが、ほかで漁業の活性化等の議論をしている関係もありまして、新規参入は非常に重要だと思っております。特に規制緩和の観点から議論をいたしまして、新規参入を促す、それから異業種からの参入、今、建設業なんかから大分入ってきている、あるいは入ろうとしているという傾向がありますので、そうした場合には、これまでとは違った局面が出てくるのかなと思います。それを把握することも非常に重要であるということで、そういう観点から新規参入者の把握ということも考えてほしい。具体的に65歳以上を把握するかどうかということは別として、これまで少なかったからこれからは少ないという話では必ずしもないと思っております。

舟岡部会長 元気な65歳以上の就業者がいますから、特にこのような年齢制限を定める理由は明確ではない。今まで実態が余り明らかでなかったということであって、ひょっとするとこれから多く観察されるかもしれないならば、年齢条件を外して何の不都合もないですね。いかがでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 利用部局と相談の上、検討してみたいと思います。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、2の(1)、(2)、(3)の中の年齢条件については十分検討の余地があるということで改めて実施者で詰めていただいて次回にでも御報告いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして - (3)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 - (3)の でございますが、2003年漁業センサスでは「常雇」と「臨時雇・日雇」に区分して把握していましたが、2008年漁業センサスでは「常時従業者」と「その他」に区分して把握することとしております。これについて妥当である



かということでございますが、2008年漁業センサスにおいては産業統計としての性格を踏まえ、漁業及び水産加工業に投入された労働量を、関与した人数で把握することとしております。

具体的には、漁業及び水産加工業における従業者数を調査することにしておりまして、「常時従業者」と「その他」に区分して把握するというところでございます。それぞれの定義は、ここに書いてあるとおりでございます。

従業者数については、まず雇用者（賃金・給与を支給されている人）それから個人事業主・無給の家族従事者、常勤の役員、出向・派遣受入者。常時従業者については、従業者のうち、期間を定めずに従事している人、1か月を超える期間を定めて従事している人、平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人でございます。

その他については、常時従業者以外の従業者として、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人でございます。

なお、従業者の把握について、事業所・企業統計調査及び工業統計調査の相違については別表に整理してございます。今、申し上げた定義につきましては、おおむね基本的には工業統計に合わせてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

舟岡部会長 これについていかがでしょうか。

山下専門委員 今、13ページの論点に対する見解というものを拝見してはいたのですが、各々の定義がすべてに当てはまるものと、いずれかに当てはまればいいというものが混在しているように思われたので、確認させていただきたいのですが。

舟岡部会長 このいずれかに当てはまれば良いということですか。

山下専門委員 例えば従業者の場合は、 から のどれかに当てはまればよいと。一つだけに当てはまればよいのではないかと。でも、常時従業者の場合には、 か であって、しかも なのかなと。

舟岡部会長 いえ、 か か です。

山下専門委員 か か 、では、それもどれかでいいのですね。

舟岡部会長 はい。

山下専門委員 では、その他もそうですね。 か か どちらかでよいと。

舟岡部会長 ええ。

山下専門委員 わかりました。ありがとうございました。

舟岡部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。多分、この常時従業者という概念が、経済産業省の統計でも取り入れられていくのではないかと私は理解しています。経済産業省の工業統計調査の常用労働者は奇妙きつな用語として、工業統計の改正の審議においても、変更した方が望ましいと私は指摘した覚えがあります。いずれ、今回の漁業センサスの計画を参考にして変更を検討されるのだらうと思いますが、経済産業省、何か御意見ありますか。

経済産業省経済産業政策局 部会長御指摘のとおり、今年の5月の工業統計の改正に係ります審議会答申でも、常用労働者の名称について検討するという御指摘を受けたところでございます。現在、工業統計につきましても、その名称について検討しているところでございます。

それともう一つは、私どもの工業統計は、特に労働生産性を考える上では、例えば1人当たりの工業品出荷額、製造品出荷額、付加価値額という観点については、従来より、その事業所で製造に従事している者を分母に置くという考え方を取っております。したがって、出向あるいは派遣の受入者を従業者あるいは常用労働者として加えておまして、産業横断的に生産性ということをとらえる上では、漁業センサスのこういった考え方は工業統計と共通するものであると考えております。

舟岡部会長 どうぞ。

三木専門委員 確認させていただきたいのですが、漁業センサス研究会では漁業センサスにおいてこれまで把握してきた常雇、臨時雇、日雇をほかの統計とそろえようというような話で、5回目あたりまで常用雇用者が常用労働者という話がでていたように思うのですが、今回出てきた常時従事者というのは、また検討されてきたものの使いにくさを克服して、新たなものとして提起されているということなのでしょうか。

舟岡部会長 常用雇用者というとき雇用者だけが対象になり、雇用者以外を常用雇用者と称するのは、定義上、不都合です。それから、常用雇用者に係る常用という概念は、日本だけの用語だと思うのですが、これについては、明確に、期間を定めがなく雇用されている者とか、1年を超えて雇用されている者、あるいは調査月の前月、前々月に18日以上雇用されている者、それらを常用雇用者と称していますが、常用雇用者から、更に雇用者以外まで常用概念を広げる際には必ずしも明快な定義がなされず、準用するような形で適用していましたが、それならば明確に「常時」という用語を使って常用概念と同等な就業形態であるとして、その際、紛れをなくすためにも名称を別にした方が良いでしょうとの趣旨だと思います。したがって、常時従業者の中には雇用者以外まで含め、その就業形態については、常用雇用者に準するような就業形態である。よろしいですか。

これについてよろしいでしょうか。

それでは、 - (2)の について妥当ということで、了承されたものとします。続きまして、 - (4)の集計事項について、説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 - (4)の集計結果表は、適切であるかということでございます。

これについては、2008年の漁業センサスについては調査項目の見直しを行っておりますので、それに伴いまして廃止する調査項目の集計結果表はなくなりますが、継続して把握する調査事項については、統計結果の連続性の確保を図る観点から、引き続き集計結果表を作成することとしております。

なお、新たに追加した調査事項についても、他の調査項目の集計結果表との整合性に配慮して集計結果表を作成することとしております。以上でございます。

舟岡部会長 三木専門委員、何かありますでしょうか。集計結果表を御覧になって、こんな集計結果表を追加していただくとユーザーにとって利便性が高いというニーズはありませんか。

三木専門委員 ちょっと項目先取りのなところもありますが、ユーザーとして割と使用頻度が

高いのが漁業地区別の部分です。ここは結果表としてはどのような形で出てくるのかを、定義、設定基準の見直し等の対応の中でお伺いしたいと思っております。

農林水産省安藤課長補佐 後の方で漁業地区・漁業集落の設定の関係が出てきますが、まず、それぞれ海面、内水面で地域調査というものをやっております。そこで漁業地区や漁業集落を対象とした調査をやっております。今回、生産条件に限定ということで、そういう範囲を対象とした調査はやめるとということで、設定条件については見直す必要がないと考えております。今、三木委員がおっしゃったのは、それとは別に漁業経営体調査の集計範囲として、都道府県や市町村、また、漁業の場合では海区とかがありますが、それに加えて、漁業地区別の集計とか漁業集落別の集計は、引き続き同じ範囲で行っていきたいと思っております。表頭にいろいろなものが来て、表側に漁業地区名が並ぶという結果表にしております。

三木専門委員 では、その部分に関しては前回と基本的には変わりなくということになりますでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 はい。

三木専門委員 もう一つ確認ですが、10次から11次センサスの間で海区の線引きが若干変わって、後で気づいて分析の時に慌てたということがありますが、今回に関しては海区の見直しはございませんでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 ございません。

舟岡部会長 よろしいですか。千葉県と静岡県で、集計結果に足りないものとか、こういう集計結果があれば望ましいという御意見はございますか。

千葉県総合企画部 うちの方は水産部の方で聞きましたけれども、特に意見はございませんでした。

静岡県企画部 静岡県の方も、特に意見はありません。

舟岡部会長 それでは、集計結果表については計画どおりで適当であるとし、了承されたものといたします。

続きまして - (5)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 - (5)の でございます。各都道府県が保有する漁船登録データについては、地方条例により活用することが困難な都道府県も見受けられるが、一部の活用することが可能な都道府県については活用することの検討を行うべきではないかということでございます。

漁船登録については、ここに記載してあるとおりでございます。

3番の漁船登録データの活用の課題というところを若干御説明させていただきますと、漁船登録データと「漁業センサス調査客体名簿」との照合がまず必要であるということが1つございます。漁船登録データについては、保管の仕方が各都道府県によってまちまちというところがございます。データのマッチング、当方の名簿との検証がまず必要であるということが1つございます。

それから、(2)にあります個人情報保護条例との関係でございます。各都道府県の個人情報保護

条例の中に、「統計作成目的の場合にはデータを提供することができる」という旨の規定のある県が 29 県ございます。それから、規定のない県が 18 県ということでございます。また、規定があります各都道府県においても、個人情報保護意識の高まりによりまして「海難等以外は提供できない」とか、「データ提供の手続手順が未整備である」という理由により、漁船登録データの提供に消極的であるということが現状でございます。

このように、漁業センサスの効率的な実施の観点から漁船登録データを活用することを検討しているところでございますが、問題点としては以上のようなことが考えられるかと思えます。

このような状況ではございますが、農林水産省としては、とにかく 1 県でも協力が得られるように引き続き努力してまいりたいと考えておりますが、なかなか単独で解決することが困難な場合も考えられますので、統計委員会や総務省の方からの御協力もよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

舟岡部会長 これについていかがでしょうか。出口委員どうぞ。

出口委員 これは是非とも進めていただきたいということです。また、2 項目に出ているデータ形式が統一されていないという問題は技術的には大した問題ではないと考えられますので、1 県でも増やしていただきたい。これは不可能な理由も含めて。

ただ、1 点だけ確認したいのですが、個人情報保護条例と法的に本当にバッティングするのでしょうか。法的な目標外使用を禁止するというのが明確にあるのならよろしいですが、この場合は法人に関するものですので、本当にバッティングするかどうかについてはお尋ねしたいのですが、ここはいかがでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 登録データの中に、所有者の名前とか住所、あとうちの方で必要なのは使用者の名前とか住所、その部分が個人情報に引っかかるということで県の方の独自の判断が出てきていると理解しております。

出口委員 それであれば県の独自の判断ということなのですが、これは統計法の目的というものに照らして、いわゆる個人情報保護法の趣旨とは異なるという見解も十分出得ると思うので、そのところの法的な見解の整理、県の各見解というよりは、法的な意味で整理をした上で、どこに困難があるかを明示し、なるべく可能な方向で統計委員会その他、全体のものも含めた形で進めていただけるようお願いしたいと思います。

高木参事官 統計委員会担当室ですけれども、まさに基本計画の中でそういったことを議論していきたいと考えておりまして、そういったことで、行政法の専門家とかにも審議に加わっていただき、IT と行政法と、そういったことで審議していきたいと思えます。

舟岡部会長 この調査事項は、客体がなかなか書きづらく、負担感が強いこともあって、これまで一貫して調査事項を減らしてきましたが、行政情報を利用できますと、客体の負担もなく必要な情報を以前と同様に把握できるようになる。更に重要な点は、使用していない漁船も明らかとなるので、漁船の稼働状況を捉えることも可能となります。行政情報について 1 県でも 2 県でも協力してもらえるところが出てくると、日本の行政は横並びですから、どこか一つが協力していただけると、右にならえという形で続いて御協力いただけるだろうと期待しておりますので、今

後も引き続き努力していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。静岡県、お願いします。

静岡県企画部 静岡県の場合には、個人情報保護条例で一定の条件がありますが、国や他の地方公共団体、そういった団体への県が持っている個人情報の提供を認めております。したがって、漁業センサスなどのこういった統計についての利用ならば提供は可能と考えられます。

実際には漁船登録担当室が判断するのですが、本人や第三者の権利・利益を不当に侵害するおそれがないということ判断し、それが判断できれば登録データを提供できるということです。

実務上、担当室の方では、海上保安庁とか警察、そういったところから、捜査上の必要によりまして登録データを求められたことはありますけれども、今までこうした統計への利用については事例がないものですから、国から通知といったものがあれば対応しやすいと考えております。

問題は、むしろ漁船登録データを使うことが果たして妥当かどうかということです。漁船登録データ活用の場合、何点か問題点があると思います。

第1に、漁船登録データには、漁業センサスの調査項目の中の過去1年間の出漁日数とか販売金額の最も多かった漁業種類、それから借りている漁船の情報、そういったものが登録データにはありません。

第2に、漁船登録されておりますが漁業センサスの対象とならないものについては、実際に調査しないと把握できないという問題点があります。例えば、漁船登録を受けていても、実際もう高齢で漁をしていないとか、1年間漁を全然していなかったというケースもございますし、直接漁業生産に使用しなかった船、遊漁船のみに使っているとか買い付け用の運搬船、そういった用途というようなことは漁船登録データではわからないわけです。

ちなみに、静岡県の場合、平成15年の漁船登録総数と漁業センサスの数を調べてみたのですが、漁業登録総数が6,529隻あります。一方、漁業センサスの方は4,279隻ということで2,000隻以上の開きがございます。その開きの理由というのは今の時点ではよくわかりません。ですので、登録されているけれども漁業に使っていない船があるのかなということです。

それから、第3には、漁船登録データは、必ずしも実態を表していないという点です。漁船法では、漁船登録をして登録票交付後5年経過したときは、登録した漁船及び登録票について知事の検認を受けなければならないとなっております。変更があった場合には、申請者が変更の申請をしなければデータが更新されない。また、登録しても5年経過して検認されないデータが更新されないということで、最新のデータではないということです。必ずしも実態を表しているデータではないと言えるのではないかと思います。

それから、マッチングの話ですけれども、このマッチングは、住所と氏名、これだけの情報しかなくて、これだけの照合になるものですから、マッチングの作業がかなり難しくなるのではないかと考えております。

ざっと考えただけでも課題は多いものですから、現状ではセンサスの一部を漁船登録データで埋めるというようなことは、統計調査としては問題が多いのではないかと考えております。以上です。

舟岡部会長 出口委員、何か意見がありますか。

出口委員 多分、4,300と2,000の中で、私自身、今までこの問題をずっと継続的にやっていないので漁業センサスの統計データとの差異の理由はわからないのですが、いずれにせよ行政データの電子データの利活用の中で、今後その種の問題は、同じような問題でどんどん自治体の中のデータが情報化される中で電子的に取っていく必要は出てくる。ですから、少なくとも今回、その理由を明らかにすると同時に、漁船の場合に、その検認の問題とか、その辺の問題が自治体ごとにはばらばらなのかの問題も含めて、少なくとも明確にすることの意義はあると考えますので、ギブアップせずに理由を確認していただきたいということです。

舟岡部会長 いろいろな問題点があることは確かですが、問題点があるから、いつまでも活用に道を開かないのではなくて、幾つかの県で統計利用ならば使用できるのであれば、行政情報を2008年の漁業センサスの結果と突き合わせて、それもすべてできるとは限らず、名称、所在地という限られた情報でのマッチングになりますが、その範囲でできることを行い、漁業センサスに将来どう活用できるかについての検証作業を、是非農林水産省で行っていただきたい。もし早くできるようならば、前倒して統計調査において試行的にでも取り入れていただくと、行政情報の活用について、将来をもう少し見通し良く展望できると期待しています。かなり汗をかく作業が伴いますので、よろしく願いいたします。

これについてよろしいでしょうか。

続きまして、(5)の について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、(5)の でございます。漁業センサスを含めた水産統計全般のあり方について検討する必要はないかということでございますが、農林水産省において実施しております水産統計調査につきましては、漁業の生産から流通・消費までの実態を体系的に把握しているところでございます。

この中で、水産統計の調査体系につきましても大きな見直しを行っており、特に海面漁業生産統計調査におきましては、漁業経営体から水揚機関への調査対象の変更、水産加工品の生産量調査につきましては、これまで毎年全数調査をしておりましたが、これにつきましては標本調査化への移行など、漁業センサスとの役割分担や漁業センサスから母集団の提供など、水産統計全体として見直しを進めてきたところでございます。

今後も行政ニーズに対応し、漁業センサスを中心とした水産業の基本的な項目の把握に努めるとともに、その他の生産、経営や流通・加工に係る項目についてはそれぞれの個別統計等でとらえることとしておりまして、引き続き水産業の総合的な実態把握に努めてまいりたいと思っております。以上です。

舟岡部会長 これにつきまして、椿専門委員、何か御意見ございますか。

椿専門委員 基本的にこの漁業に関して言うと、先ほどの議論があったところですが、前回から申し上げているように、共同体的な運営から企業体の運営に移る過渡期だと思いますので、今日最初に舟岡部会長がおっしゃられたとおりに、別に農林水産省に限らず、日本における産業の共同体という部分がどれくらいになっているかということに関しての総合的な体系は、別途考え

ていただくということによろしいのではないかと考えています。

あと、この種の負担軽減というようなことに関しては、配慮していただくということによろしいのではないかと考えております。

それから今日伺った中で少し感じたところですが、後で水産加工とかのいわゆる工業統計調査、商業統計調査との関係の整理ということが出てくるかと思えます。やはり水産に限らず、農林のことに関しては、一般的な工業製品と異なって、かなり実稼働日、実営業日というものが、ある一定の季節に非常に集中しているという特殊性があって、恐らく工業統計の一部として考えるとき、あるいは商業統計の一部として考えるときに、稼働が集中していることで生産性をどのように把握するかというようなことに関しては、別途、農水の特殊性があるのではないかとというようなことを考えておりますので、この辺は今後の、水産に限らず農林統計全体の見直しの中で御配慮いただければと考えております。

舟岡部会長 ありがとうございます。

何かほかにございますか。本間専門委員、何かありませんか。よろしいですか。

水産業の統計体系において、私の理解では、かつては必ずしも漁業センサスが水産業を統計データからとらえる上で一番頂上に位置していた統計ではなくて、もっと規模の大きな統計として海面漁業生産統計調査があった。それが2回前から、漁業センサスを中心として母集団名簿を整備して、そのもとで各種の水産業に係る統計調査がぶら下がる形になって、海面漁業生産統計調査についても、水揚げ機関で一括把握できる方式に移行したとか、いろいろな方策を実行されてきました。

その結果、水産業の統計全体については、非常に体系立って整備されたと理解しています。

かなり筋肉質な統計になった結果、今回の審議の中でも、例えばコミュニティ活動等のこれからの漁業を支えるインフラについて、新たに調査事項とすべきではないかといった意見が提示されました。農林水産省にすれば、今まで削れ、削れと言ってきたから削ってきたのに、また復活しろというのは何たることかといった複雑な思いを持たれているかもしれませんが、それぐらい水産業の統計は、体系的に整備され、少なくともこれだけの情報は欠かせないというところまでぜい肉をそぎ落としたのが現状かと判断しています。ここを一つのベースとして、行政上あるいはユーザーが必要とする情報を適宜追加することで、水産業の統計全体を充実させていくことになるのかと理解しています。こういう整理でよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、 - について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 それでは、 - でございます。冷凍・冷蔵、水産加工場調査については、工業統計調査、更には事業所・企業統計調査の事業所名簿及び調査結果を活用することは可能か。また、冷凍工場に係る調査については、工業統計調査の母集団名簿を活用した別途の標本調査とすることは可能かということでございます。

調査結果の活用については、漁業センサスと工業統計調査及び事業所・企業統計調査の調査項目を比較したところ、別表2に示すところでございます。共通するものは、従業者数程度でございます。

また、調査客体の重複状況を見ると、2003年漁業センサスの冷凍・冷蔵、水産加工場調査の1万3,705客体のうち、平成12年工業統計調査の対象であった客体はそのうち6,240客体、約40%という状況で調査客体数が異なっているということでございます。

これは、工業統計調査では、主たる事業で産業分類が製造業に格付された事業所を調査対象としているのに対しまして、漁業センサスでは、冷凍・冷蔵施設を有している事業所又は水産加工品を生産した事業所を調査対象としていることございまして、すべての冷凍・冷蔵施設を保有している又は水産加工品を生産した事業所を調査対象としております。

このため、漁業センサスにおいては両調査の結果を活用することは困難ですが、最新の工業統計調査の名簿を、漁業センサスの客体候補名簿作成にあたっての補完情報として活用してまいりたいと考えております。

また、冷凍工場に係る調査についても、2003年漁業センサス冷凍・冷蔵、水産加工場調査における冷凍・冷蔵工場に該当する5,757客体のうち、平成12年の工業統計調査の対象であった客体は2,477客体、43%程度でございますが、漁業センサスの調査客体より大幅に少ないということになっております。また、類似する調査項目がないということもありまして、工業統計調査の母集団名簿を活用して、標本調査とすることは困難であると考えております。以上でございます。

舟岡部会長 これにつきまして、御意見いかがでしょうか。

椿専門委員 1点確認ですけれども、この別表2で2003年の漁業センサス冷凍・冷蔵、水産加工場調査で製造日数というのを調査していたのを、2008年では×になっているのは、先ほどの発言とも関係しますが、工業統計調査への横並びという観点ということによろしいのでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 横並びというよりも調査の簡素効率化の観点で、利活用の低下したものを落としているというものでございます。

椿専門委員 さっき言いましたように、私の素人考えとしては、漁協周辺の工場の生産性を考える場合には、製造日数というのが非常に重要かと思ったのですけれども、実際の政策上の利活用ということはほとんどなかったということですか。

農林水産省安藤課長補佐 ここのところは、別途、水産庁の方で水産加工の経営に関する調査をやっております、ある程度そちらの方でとらえられているということで、こちらの利活用からは低下したと理解しております。

椿専門委員 別途取っているということでございますね。

農林水産省安藤課長補佐 はい。

椿専門委員 わかりました。

舟岡部会長 そこから生産性等も把握できるのですね。

農林水産省安藤課長補佐 把握できると思います。

舟岡部会長 経済産業省から何かありますか。

経済産業省経済産業政策局 特にございません。

舟岡部会長 総務省からありますか。

総務省統計局 特にございません。



舟岡部会長 いかがでしょうか。これを見る限り、両調査で重複しているデータは余りなくて、それぞれが利活用できる情報は名簿情報等にほぼ限られているようです。漁業センサスの結果も、名簿等の利用できる情報については工業統計調査に生かしていただきたいと思ひますし、逆に、工業統計調査の結果を名簿等について漁業センサスに活用することが適切です。当然のことですが、そのようなまとめでよろしいでしょうか。

それでは、最後に、 - について説明をお願いいたします。

農林水産省秋山センサス統計調整官 では、 - 漁業地区及び漁業集落の定義と設定基準の見直しについては妥当かということでございます。

漁業地区及び漁業集落について調査していた海面漁業地域調査及び内水面漁業地域調査については、コミュニティ活動等に関する調査項目を廃止しまして、漁業の生産条件や漁村の活性化に調査項目を限定するとともに、調査の単位を漁業地区及び漁業集落から漁業協同組合に、また、集計範囲を市区町村別に改めたところでございます。

このようなことから、2008年漁業センサスにおいては、漁業地区及び漁業集落の定義と設定基準の見直しを行う必要がなくなつたと考えております。以上です。

舟岡部会長 これについていかがでしょうか。三木専門委員、いかがですか。

三木専門委員 集計範囲を市区町村に改めたけれども、結果表としては、漁業地区で出てくるという理解でよろしいでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 漁業経営体調査の集計の際は漁業地区や漁業集落で出しますが、ここで言っているのは、漁業地域調査の集計の範囲は市区町村にするという意味でございます。

三木専門委員 ありがとうございます。

舟岡部会長 1点確認したいのは、今回、市区町村で集計しますね。その際の市区町村は、今後ずっと継続するのですか。それとも、市区町村の合併等があったとき、それに併せて集計範囲を変えることにするのでしょうか。

農林水産省安藤課長補佐 調査日時点、来年の11月1日時点の市区町村で調査して、それを集計していくということを考えておりますので、比較の際に、そういうことが可能かどうか検討したいと思っております。

舟岡部会長 広域行政のもとで合併が進みますと、かつては町村だった漁業地区の行政区域がどこかの大きな市にまとめ上げられてしまつて、結果について使える情報が限定的になると思ひますので、どこかの時点で設定したら、そこから継続していただく方が良いのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。行政の統合のたびに結果がまとめ上げられていくのも、利用者としては不便ではないでしょうか。いかがですか。

三木専門委員 今、一県一漁協という形で漁協合併が進んでいるところで、市区町村よりも漁業協同組合の方が範囲が広いということになっておると思ひますが、その部分に関しては漁業協同組合で把握したものを細かく市区町村に区分して集計するということと理解できるかと思ひますが、その漁業協同組合が大きくて、更に市区町村も合併して大きくなつて、両方大きくなつていくと、本当にどこを基準にして見たらいいのかというのがだんだん不明になってくるのではな

いかというおそれを、今の舟岡部会長のお話から心配になったところでございます。

舟岡部会長 農業集落については、昭和 30 年代でしたか、その時点で固定して、集落を継続しましたね。同様に、漁業協同組合を一つのベースとする漁業集落についてはある程度固定されないと、統計結果からなかなか継続して情報を読み取れない。集計範囲についても、市区町村単位で対象が変わったとしても、継続して利用できる情報を、提供し続けていただいた方がユーザーにとって利便性が高いと思いますので、御検討をよろしく願います。先の話になりますが。

農林水産省安藤課長補佐 集計範囲としての漁業地区や漁業集落は、基本的に連続性の観点がありますので、前回の基準で踏襲していきたいと考えております。

舟岡部会長 - についてもよろしいでしょうか。

以上で残された論点についての審議は終了いたしました。これ以外で何か議論すべきことはありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日残された論点について審議していただいた結果について簡単にまとめますと、

- (1)の から最後まで、基本的に妥当である、妥当であるとされましたが、その中で、次回までの宿題として数点示されました。

- (3) の新規就業者・新規参入者の年齢条件について、実施者で検討していただく。

それから、(5)の ですが、漁船登録データについて、その活用の仕方について十分検討して、将来、行政情報を漁業センサスに生かせる方向をできるだけ探っていただきたい。

それから、(5)の についてですが、生産性等を把握する観点から、漁業と農業の特殊性にかかわってきますが、農業、漁業で適切に把握できるような調査上の仕組みを検討していただきたいとの注文がありました。

このようなまとめでよろしいでしょうか。

これで一通りの審議が終わりましたので、答申骨子の骨の部分だけですが、皆様にお示しし、ご意見をいただきたいと思っておりますので、配付をお願いいたします。

(資料配付)

舟岡部会長 今、お配りしている骨子案について、そのような構成でよければ、これを踏まえて答申案を私と事務局で作成して、次回、答申案について御審議をお願いすることとなります。

次回の部会が最後となりますので、この骨子案の骨組みについて、ただ今、御意見をいただければありがたいですし、もしお持ち帰りになって、こんな骨組みとするのが適当ということであれば、事務局に御意見をお寄せいただきたいと思います。全体構成についていかがでしょうか。

まず、「承認の適否とその理由等」で、計画の承認の適否について最初に記述して、その理由については、論点メモに基づいて審議した内容に従って理由等を述べて、2番目に「今後の課題」として、今後検討していただくことを記す。そういう全体構成になっていますが、このような構成でよろしいでしょうか。

今すぐにはなかなか御意見もないかと思っておりますので、何かお気づきの点がございましたら、事務局あてに御連絡いただきますようお願いいたします。この骨子案に本日までの審議を踏まえて

肉づけした答申案を用意する時間も必要ですので、骨子案については 12 月 26 日水曜までに、御意見がありましたら お寄せください。答申案については、次回部会の前に皆様に送付できるかと思しますので、それに目を通していただいて、次回部会では、答申案について御審議をいただきたいと思ひます。

予定した議題は以上ですが、そのほか何かありますでしょうか。

なければ、次回の部会について、會田統計審査官から御連絡をお願いいたします。

総務省會田統計審査官 次回、3 回目の部会になりますが、1 月 10 日、午前 10 時から、この部屋、総務省第二庁舎 3 階の第 1 会議室で 2 時間程度予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいま部会長からお話がありましたように、骨子案に関する事、またその他のコメントでも結構でございますが、できましたら 26 日までによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、骨子案の整理されたもの、答申案につきましては、部会長と整理ができ次第、早目に、次回の部会の前に皆様に送らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

舟岡部会長 本日の審議はこれまでといたします。ありがとうございました。